

東京都の中小企業対策に関する重点要望

2019年7月11日
東京商工会議所

わが国経済は、個人消費は依然として力強さに欠けるものの、人手不足対応の省力化など民間企業の設備投資は底堅く、内需は比較的堅調である。一方で、米中貿易摩擦や英国のEU離脱などのリスク要因の広がりによる世界経済の緩やかな減速を受け、輸出が減少するなど、先行きの不透明感が増している。海外経済に減速の兆しが見える中で、本年10月に予定されている消費税率引上げによる需要の反動減や東京オリンピック・パラリンピック特需の終了など、今後の景気への影響を懸念する声も聞かれている。令和の新時代に、グローバル競争の中で引き続き東京が経済成長を続け、日本を牽引する都市であり続けるためには、都内の企業数の9割以上を占める中小企業・小規模事業者が新製品・新サービス開発などのイノベーションに取り組み、新たな価値を生み出していくことが必要不可欠である。

現在、都内中小企業・小規模事業者は深刻さを増す人手不足にともなう経営の持続性確保に直面している。中小企業が経営の持続性を確保するためには、働き方改革に取り組み、外国人材や女性、高齢者など多様な人材を活用するとともに、生産性向上が必要不可欠である。生産性向上の切り札となるのはICTの活用であり、「Society 5.0」の到来に代表されるICT技術の急速な進展へ対応し、稼ぐ力を向上させる必要がある。また、経営者の高齢化に伴い大企業承継時代が到来していることから、価値ある事業の円滑な承継を進めて、後継者による経営革新や生産性向上の取り組みを後押しするとともに、急成長を続けるアジア市場をはじめグローバル市場への対応も視野に入れていく必要がある。

令和の新時代にさまざまな変化が想定される中、都内中小企業が的確に変化に対応して輝き続けられるよう、東京都は昨年度、中小企業振興を考える有識者会議において、「東京都中小企業振興ビジョン～未来の東京を創るV戦略～」を策定しており、目指すべき姿に向かって具体的な政策が実施されることを強く期待する。

当商工会議所においても、毎年12万件を超える相談に対して、23区に設置している支部や中小企業相談センター、ビジネスサポートデスク4拠点により、企業の成長ステージや多様化するニーズに応じたきめ細やかな支援を実施している。今後も、地域の中小企業・小規模事業者に寄り添い、創業や事業承継、海外展開など専門的な課題解決に向けた取り組みを継続していく。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実現を強く要望する。また、いずれの施策・制度においても、中小企業が必要な情報を入手できるよう積極的に周知するとともに、複数年度での補助金執行など、中小企業のニーズや実態に即した仕組みづくりと運用を図られたい。当商工会議所は、中小企業の持続的成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域総合経済団体として、中小企業支援に尽力する所存である。ついては、東京都におかれても、会員企業の意見を集約した以下の要望をくみ取り、実現に向けて取り組まれない。

I. イノベーションと新たな価値の創造に向けた挑戦に対する支援

1. 新製品・新サービス開発に対する支援

(1) 新市場や成長産業進出に向けた取り組みの後押し

第四次産業革命の到来を踏まえ、東京が競争力を強化し、力強い成長を続けるためには、地域を支える中小企業を中心に、イノベーションを推進する必要がある。東京都においては、新製品・新サービスの市場投入に向けた企画・構想から事業化、販路開拓まで、さまざまな施策を通じたハンズオンの支援メニューが用意されている。都内中小企業・小規模事業者の挑戦をさらに後押しすべく、支援強化と利用促進に取り組まれない。

「革新的事業展開設備投資支援事業」は、補助上限1億円という厚い支援により、高額な設備投資が必要となる大型プロジェクトや成長分野への参入を行う中小企業を支援してきた。引き続き、中小企業の革新的な挑戦の後押しに取り組まれるとともに、補助対象期間の拡大など、各企業の取り組みの実態に即した支援の仕組みづくりを行われたい。

中小企業が下請からの脱却と自立を目指すにあたっては、製品の付加価値や競争力を高め、自社ブランドを構築する必要がある。さらに、ブランドを市場に広めるためには、顧客目線に立って製品や魅力をわかりやすく表現する、デザイン力が鍵となる。デザイン活用を推進するため、相談窓口やガイドブックの周知を強化するとともに、デザイナーと中小企業とのマッチングなど支援施策の利用促進を図られたい。

また、新製品・新サービス開発を進める上では、現状を分析するため、自社が保有するデータを有効に活用することが重要である。そのため、「サービス産業におけるデータ利活用促進支援事業」の対象業種および内容の充実などにより、個別企業への支援を強化するとともに、本事業で創出されたモデル事例を広く周知されたい。あわせて、データ分析や、適切な設備・ツールを選び活用できる人材の育成と確保が必要である。「生産性革新スクール」および「新サービス創出スクール」を通じた、中小企業のイノベーションを推進する中核的な人材の育成や実地支援をさらに強化するとともに、専門家と企業とのマッチング支援に取り組まれない。

【具体的要望内容】

- ① 新製品・新サービス開発から事業化に向けたハンズオン支援の強化（製品開発着手支援助成事業や新製品・新技術開発助成事業、製品改良・規格等適合化支援事業、ものづくりイノベーション企業創出道場、革新的サービスの事業化支援事業の拡充等）
- ② 「革新的事業展開設備投資支援事業」の継続・拡充、補助対象期間の拡大
- ③ 中小企業ニューマーケット開拓支援事業の強化、トライアル発注認定制度の積極的な推進
- ④ 製品やサービスの付加価値向上に資するブランディング支援（専門家による相談対応、中小企業とデザイナーとのコラボマッチングなど、デザイン活用支援施策の利用促進）
- ⑤ サービス産業におけるデータ利活用促進支援事業の拡充および周知強化
- ⑥ 「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」の予算拡充（新製品・新サービスの開発を担う中核人材の育成強化、外部専門家とのマッチング支援）

(2) 先端技術への対応や導入に向けた支援

I o TやA I、ロボットなどのI C T技術は急速に進展しており、これらを活用することで、ビジネスモデルの革新や創出、生産性向上につながる。研究開発支援のほか、都立産業技術研究センターのI o Tテストベッドを活用した実機体験などにより、先端技術の導入や最先端・成長分野への参入支援を行われたい。また、最新技術の活用にあたっては、専門領域に精通した人材が不可欠であることから、専門人材の育成、および中小企業とのマッチングに取り組むべきである。

また、新製品・新サービス開発やマーケティング、販売促進などの企業活動において、ビッグデータの活用が始まっているが、多くの中小企業は、資金の不足により入手が困難であったり、複雑な分析手法などに関する知識不足により活用に至らないことが多い。中小企業のビッグデータ活用促進に向けた支援を継続して行うべきである。

【具体的要望内容】

- ① I o TやA I、ロボット、医療分野などの最先端・成長分野に対する中小企業の取り組みの後押し（生産性向上のためのI o T、A I、ロボットの導入支援事業の継続、都立産業技術研究センターによる研究開発支援や事例周知）、専門人材の育成・活用
- ② 中小企業のビッグデータ活用に向けた支援（東京都オープンデータの内容充実・活用支援・活用事例の周知等）

※東商の取組(2018年度実績)

○「スマートものづくり実践事例集(ウェブ版)」の公開

○スマートものづくり実践セミナー 1回開催・26名参加

(3) オープンイノベーションの加速化に向けた支援

新たな事業創出や製品開発においては、企業単独ではなく、他の企業や大学、公的機関などと連携したオープンイノベーションも有効な手段である。中小企業・小規模事業者においてもその動きは活発化することが見込まれるが、研究開発のパートナーを事業者自身で見つけることは困難である。地域に根ざした中小企業・小規模事業者のほか、大企業や大学、研究機関が集積する東京の強みを生かし、企業間や産学公の連携を促進すべきである。企業間や大学・研究機関などとの適切なマッチングを行い、連携による効果を高めるには、コーディネーターやコーディネート企業の高い資質が求められることから、それらの育成や支援に取り組まれない。

また、中小企業にとって知的財産は、イノベーションの創出やブランドの確立に貢献し、新たな需要を掘り起こすための競争力の源泉であると同時に、次の研究開発投資に向けた収益を生み出すための貴重な経営資源でもある。中小企業の特許料金一律半減制度など各制度について分かりやすく丁寧に周知を行い、中小企業における知的財産の創造や活用を促進されたい。

【具体的要望内容】

- ① オープンイノベーションなど企業間や産学公連携の推進強化（企業間および産学公のマッチング支援、コーディネーターの育成、首都大学東京や都立産業技術研究センターなどが保有する特許を中小企業が事業化評価する一定期間無償開放し、事業化後には有償のライセンス契約に移行する制度の整備等）

② 東京都知的財産総合センターにおける、中小企業の特許料金一律半減制度の周知および特許取得推進に向けた説明会の継続的な開催

※東商の取組(2018年度実績)

- 産学公連携相談窓口:28件受付、うち5件が共同研究・委託研究へ進展
(相談件数合計113件、うち37件が共同研究・委託研究へ進展)
- 知的財産セミナー:26回開催、1,431名参加

2. 中小企業の挑戦を後押しする事業性評価融資の推進

わが国経済の緩やかな改善傾向と金融政策なども相まって、東京都における調査によると、中小企業においても採算状況、資金繰りD Iともに緩やかな改善傾向が続いている。一方で、当商工会議所の調査によると、民間金融機関の貸出姿勢D Iは2015年10-12月期を境に、緩やかな悪化傾向にあり、中小企業の中にはスムーズに資金を調達できていない企業も見受けられる。都内経済を支える中小企業のさらなる成長を後押しすべく、積極的な金融支援を図りたい。

2013年に公表された、一定の条件下で経営者の保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」は、挑戦する中小企業、創業して間もない経営者、事業を承継しようとする企業の後押しを図るものである。しかし、その認知度は十分とはいえず、当商工会議所が行った調査においても、「金融機関から説明を受けたことがない」との回答は半数を超えている。他方、中小企業においては、法人と経営者との関係の明確な区分・分離や、財務基盤の強化、経営の透明性確保などの対応が求められることから、金融機関による企業の適切な評価を可能にすべく、金融機関と密にコミュニケーションを図っていく必要がある。中小企業の身近な存在である金融機関はもとより、支援機関も連携したオール東京で「経営者保証に関するガイドライン」の内容や企業が求められる対応について周知活動を行うべきである。あわせて、中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けて、キャッシュフローの可視化や事業計画の策定など経営支援強化や、金融機関より企業側に求められる対応について情報提供を講じられたい。

信用保証協会では、2018年4月より「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、経営者保証を不要とする取り扱いが始まっている。しかし、経営者保証を不要とするための要件は厳しく、中小企業・小規模事業者が容易にクリアできるものではないことから、東京都におかれては、国の基準に捉われず、新たに原則として経営者保証を不要とする制度融資を創設されたい。

また、東京都動産・債権担保融資(ABL)制度は、企業の事業に基づいた資金調達手段であり、近年取扱残高が増加傾向であるものの、担保評価費用が高額であることや、譲渡登記による信用不安の風評被害への懸念などの理由から、依然としてマイナスイメージを持つ事業者も多い。ABLは資産の少ない中小企業・小規模事業者の事業性に沿った資金調達方法であることから、利用促進に向けたPR活動を図るとともに、ABL利用時に必要な保証料や担保物件の評価費用などの補助率の拡大を図られたい。

【具体的要望内容】

- ① 金融機関、支援機関などオール東京での「経営者保証に関するガイドライン」の周知活動の徹底・中小企業に対する経営支援の強化(キャッシュフローの可視化や事業計画策定に対する支援等)

- ② 原則として経営者保証を不要とする制度融資の創設
- ③ 動産・債権担保融資（ABL）制度利用促進のためのPR展開の推進、ならびに保証料や担保物件の評価費用に対する補助率の拡大
- ④ 東京オリンピック・パラリンピック開催時の公共工事の抑制や交通規制などに伴い資金繰りに影響が懸念される中小企業に対する「つなぎ融資」などによるセーフティネットの構築

※東商の取組(2018年度実績)

- 「～経営者保証をはずすための財務体質改善～『本気ではじめたい 月次決算のすすめ！！』」セミナー 8月開催・78名参加
- 「中小企業経営者の金融機関との付き合い方！！～経営者保証を解除するために～」セミナー 10月開催・49名参加

3. 取り組みの実態に即した施策の運用

東京都においては、新製品・新サービスのアイデア検討から事業化まで、各段階に応じた多様な施策が設けられている一方で、利用者である中小企業からは、「補助金の募集期間が短い」「高額な設備投資で時間を要する大型プロジェクトであるにも関わらず、採択から実行完了までの期間が短いため申請を断念せざるを得ない」といった声が上がっている。より多くの中小企業・小規模事業者を支援すべく、最長で1年9か月間の取り組みが対象となる製品改良・規格等適合化支援事業のような複数年度にわたる助成対象期間の設定、施策の単年度での予算措置の見直しなど、より中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した運用を図るべきである。

また、「情報が入手しづらい」「採択のポイントが分かりづらい」といった声もあることから、WEBサイトを中心とした、目的や時期別などによる情報の逐次更新・発信にくわえ、分かりやすい施策の周知に努められたい。

【具体的要望内容】

- ① 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した、仕組みづくりと運用の徹底
- ② 各施策の単年度での予算措置見直し、革新的事業展開設備投資支援事業などにおける助成対象期間の拡大
- ③ 目的や時期別などによる情報発信と、事業趣旨や申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知

II. 稼ぐ力創出への取り組み支援

1. ICT活用の“発火点”に向けた支援強化

ICT技術の活用は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを進めるうえで鍵となるものである。しかしながら、専門知識の不足や導入効果の不透明さ、活用を進める上での人材育成に対する不安から、導入に踏み切れない企業も多い。こうした不透明さを払拭してICT利活用の裾野を広げ、それによる生産性向上の“発火点”に到達するには、中小企業に対する伴走型支援を強化する必要がある。高額な設備投資や高度な専門知識がなくとも成果を上げている「身の丈IoT」などの成功事例を広く周知することで、ICT利活用に対する心理的障壁を下げるとともに、専門家による経営診断などを通じて、バリューチェーンや業務フロー可視化から導入フォローまで、ICT技術の円滑な導入に向けた継続的なコンサルティング支援を強化されたい。あわせて、社内でICT導入や利活用を先導する人材の育成を支

援すべきである。

なお、東京オリンピック・パラリンピック開催を控え、サイバーセキュリティ対策は中小企業にとっても他人事ではない。サイバーセキュリティ対策促進助成金の予算額を拡充するとともに、周知強化を図られたい。

【具体的要望内容】

- ① 専門家の経営診断によるバリューチェーンや業務フロー可視化、およびその後の導入フォローから運用改善まで継続的なコンサルティング支援の強化（生産性向上のためのベストプラクティス提供事業の継続・拡充）
- ② ICT機器導入に向けた支援強化（生産性向上のためのIoT、AI、ロボットの導入支援事業における生産性向上のためのICTツール導入助成事業拡充）
- ③ 中小企業でICTツール導入や活用を進める上で中核となる人材育成に対する支援（「東京都生産性革新スクール」および「東京都新サービス創出スクール」の予算拡充）（再掲）
- ④ 「身の丈IoT」促進に向けた導入事例の積極的な発信および機器導入に向けた知識習得支援
- ⑤ 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援（サイバーセキュリティ対策促進助成金の予算拡充等）

※東商の取組(2018年度実績)

- ICT推進支援:普及・啓発セミナー49回開催・2,037名参加、「東商ICT相談室」によるICT個別相談対応、東商ICTスクエア・メールマガジン・東商新聞による情報提供
- 中小企業向けICT関連情報サイト「東商ICTスクエア」の全面リニューアル
- 「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」(2016年1月締結)に基づく中小企業サイバーセキュリティ対策事業:東京23区と、各区内警察署等と東商23支部との協定締結、セミナー8回開催・延べ511名参加、中央区内の中小企業経営者等に向けたセキュリティに関する広報啓発活動を行う「CSサポーター養成セミナー」の開催

2. 働き方改革や多様な人材の確保・活躍推進

(1) 中小企業の働き方改革の後押し

多様な人材が多様な働き方で活躍し、新製品・新サービスの開発や生産性向上を推進するためには、長時間労働の是正や働き方・休み方の改善、出産・育児や介護との両立支援など、企業の働き方改革をより一層後押しする必要がある。「TOKYO働き方改革宣言企業制度」の推進により機運を高めるとともに、専門家によるきめ細やかなコンサルティングを強化されたい。また、時間や空間の制約にとらわれずに働くことのできるテレワークについて、テレワーク推進センターを活用した相談や体験型セミナーなどのイベント開催、専門家派遣、機器導入などに対する補助により、中小企業での導入をさらに促進されたい。

また、取引先である大企業の働き方改革の影響により中小企業へ極端な業務負荷が発生し、自社の働き方改革を進められない、との声もあがり始めている。地域の雇用を支える中小企業の働き方改革を推進するため、下請センター東京における相談強化を図るとともに、公正取引委員会や中小企業庁との連携を進めるべきである。

【具体的要望内容】

- ① 「TOKYO働き方改革宣言企業」6千社の目標達成に向けた周知強化ならびに好事例発

信、取り組みの実効性を高める生産性向上コンサルティングの利用促進

- ② 中小企業におけるテレワーク導入の加速化（テレワーク等普及推進事業の推進、テレワーク活用・働く女性応援事業による機器導入やサテライトオフィスの利用促進）
- ③ 大企業の働き方改革による中小企業へのしわ寄せ防止（下請センター東京における相談対応、大企業への普及啓発等）

※東商の取組(2018年度実績)

○東京都の雇用就業施策に関する要望(7月、提出先:東京都)

○東京都施策説明会 1回開催・151名参加

○働き方改革関連セミナー 13回開催・延べ1,919名参加(本部開催分)

(2) 多様な人材の確保および活躍に向けた環境整備に対する支援

今や人手不足は企業の大小や業種を問わず深刻さを増しており、また、今後東京においても人口減少に転じる中、外国人材や女性、若年層といった多様な人材が労働市場へ参加することが求められている。

今般の新たな外国人材受入れ制度創設を機に、人手不足に苦慮する中小企業が円滑に外国人材を受け入れられるよう支援を行う必要がある。留学生や高度人材などの外国人材と都内中小企業とのマッチングや、外国人材向けの研修、中小企業向けの外国人材採用・定着に向けた情報提供などを継続・強化されたい。また、都内中小企業が海外に拠点を持った場合も優秀な人材を確保できるよう、現地大学や現地企業などとの連携を図られたい。

女性の労働参画に関しては、就業者数は増加傾向にあるものの、依然 30代の子育て世代の労働力率が低下しており、さらに参画を促す余地は大きい。今後も、女性の就業促進やライフ・ワーク・バランス推進のための支援を継続されるとともに、企業主導型保育事業の周知および施設設置促進や、待機児童解消など、女性が活躍できる環境整備を着実に進められたい。

また、若年層に対して中小企業への興味を喚起しミスマッチを防ぐためには、就労を希望する者に具体的な就労イメージを認知してもらうことが重要である。そのため、学生インターンシップ支援事業などを通じて中小企業の魅力をさらに強力に発信するとともに、都立高校普通科や商業高校、大学生を対象としたインターンシップ受入支援制度を新たに創設されたい。昨今、高校生の新卒採用活動にあたっては、求人票を持参して学校を訪問しても応募に至らないなど、学校との関係構築に悩む中小企業も多い。インターンシップのほか、職場としての中小企業について、高校の進路指導担当者や生徒が理解を深める機会を創出されたい。また、採用後の定着率向上のため、社員寮など、福利厚生制度の整備に対する支援にも取り組まれたい。

【具体的要望内容】

- ① 外国人材（留学生、高度人材等）の中小企業とのマッチングおよび定着に資する支援（中小企業の外国人材受入支援事業の拡充）
- ② 海外進出先での優秀な人材確保に向けた支援（現地大学、現地企業との連携）
- ③ 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（待機児童解消（保育の受け皿整備、保育人材の確保）、企業主導型保育施設設置促進事業の周知等）
- ④ 女性の活躍推進に取り組む企業への支援拡充（女性の活躍推進加速化事業の継続、好事例の周知）
- ⑤ 中小企業の魅力発信、インターンシップ関連事業の強化（都立高校普通科や商業高校、大

学生を対象としたインターンシップ受入支援制度の創設)、都立高校における日本版デュアルシステムの推進(商業高校などへの拡充)

⑥ 中小企業の合同会社説明会への参加や就職情報サイト掲載に向けた、周知協力を含む民間事業者との連携や費用の助成など人材採用に対する中小企業への支援拡充

⑦ 人材の定着化に資する福利厚生に対する助成制度の創設

※東商の取組(2018年度実績)

- 中堅・中小企業の魅力や求人情報を発信する「東商学生サイト」「東商ジョブサイト」の運営:245社掲載
- 東商主催「合同会社説明会」:6回開催、参加企業延べ205社、参加者延べ470名
- 会員企業と学校法人との就職情報交換会:3回開催、参加企業延べ917社、参加学校法人延べ232校、面談数9,927件
- 東商リレーションプログラム(大学1,2年生向け職業観醸成、中小企業の魅力発信事業)
:ツアー2回開催、参加企業延べ64社、参加大学延べ26校、参加学生延べ1,006名
- 都立商業高校・工業高校のインターンシップ受入れ企業:261社、連携高校11校、参加生徒513名
- 上記取組み等による人材確保数:208名(新卒138名(うち外国人留学生10名)、キャリア53名、シニア17名)
- 「人手不足対策・人材活性化事例集」の発刊(江戸川支部事業)
- 「女性いきいき!企業もいきいき!業績を伸ばす『女性活躍推進』のすすめ」の発刊(目黒支部事業)

(3) 新たな挑戦や生産性向上のための人材育成に対する支援

深刻な人手不足の中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、新たな事業展開や生産性向上を担う人材を育成することが不可欠である。また、IoT、AI、ビッグデータなど新たな技術革新により産業構造が大きく変動する中、時代や企業が求める技術や能力も変わりつつある。東京都も「第10次東京都職業能力開発計画」において、上記の認識を示し、産業界の多様なニーズに対応した人材育成支援を掲げていることから、本計画に基づき、各施策の実施や職業能力開発センターの機能拡充に取り組まれない。

また、東京都では人材育成に取り組む中小企業を対象に東京都中小企業職業訓練助成制度を実施しているが、2018年度から「新入社員講座」など「職業の種類を問わず、職業人として共通して必要となる訓練」などは助成対象外となった。当商工会議所が実施した調査では、「若手社員」を「今後重点的に育成したい階層」と回答する企業も多く、若手社員の戦力化・レベルアップが課題となっている。中小企業のニーズに応えるべく、改めて当制度の助成対象講座に係る運用を改善されたい。また、同調査によれば、管理職層には、マネジメント能力だけでなく、「部署特性に紐づいた知識」、すなわちプレイングマネージャーとしての実務能力を身につけることも期待されている。管理職層、中高年齢層が新たな技術やスキルを身につける契機として当助成制度を活用できるよう、例えば50歳以上の従業員を受講させた場合の助成率引上げなど、制度をさらに拡充されたい。

従業員の健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」は、企業の生産性向上・価値向上への効果が認められ、中小企業での取り組みが都内でも拡大しているが、一層の普及とりわけ実践に向けた支援の強化に努められたい。同時に働き盛り世代の20~50代のスポーツ実施率の向上が課題であり、従業員の健康増進に向けた職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充を図られたい。

【具体的要望内容】

① 「第10次東京都職業能力開発計画」に基づいた、人材の能力向上に資する施策の着実な

実施、職業能力開発センターなどの機能拡充（需要が大きい技術者の育成メニューなど、地域や受講生のニーズに合ったカリキュラム（最新のアプリ開発に係る言語等）や現場訓練の充実、オーダーメイド研修の拡充）

- ② 中小企業職業訓練助成制度における若手社員の戦力化・レベルアップに資する講座群の助成対象追加と中高年齢層の新たな技術やスキル習得に資する同制度の拡充
- ③ 若者への技能・技術継承の支援強化
- ④ 工業高校・高等専門学校での高度な技能習得によるものづくり人材の育成強化
- ⑤ 健康経営を導入しようとする中小企業に対する専門家を活用した実践支援、および職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充

※東商の取組（2018年度実績）

- 「健康経営ハンドブック2018」の発刊
- 板橋支部 健康寿命延伸支援ビジネス普及啓発事業
（講演会 2回開催・165名参加、ワークショップ 全5回・延べ47名参加、専門家派遣4社・計8回）
- 研修事業：142テーマ 297回開催、総受講者数 8,619名

3. 生産性向上を阻害する取引環境の是正

新製品・新サービスの開発や生産性向上など、中小企業の持続的な成長に向けた前向きな取り組みを促進するためには、それを阻害する不公正な取引環境や不合理な商慣習の改善にサプライチェーン全体で取り組む必要がある。当商工会議所で行った調査によると、大企業との取引における課題として、「手形・売掛金の支払いサイト」、「取引価格の値下げ要請」に次いで、「大企業の働き方改革による影響」が挙げられている。下請センター東京における相談強化を図るとともに、不公正な取引の事例があれば公正取引委員会や中小企業庁との連携を進め、是正に努められたい。

日本企業の生産性が低い要因として、海外では有償であるサービスについても、日本では、取引慣行から無償対応が求められるなど、不合理な商慣習や取引慣行が残っている点が挙げられる。個々の中小企業において対応が困難な商慣習の見直しや取引適正化に向けては、業界毎の取り組みが必要であり、取引慣行見直しに関する成功事例の収集や周知、新たに取り組みを行う際の支援を実施すべきである。

【具体的要望内容】

- ① 公正な取引環境の実現に向けた対応の継続（下請センター東京ほか下請企業対策の拡充、「下請取引ガイドライン」の周知強化）
- ② 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件といった下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化（再掲）
- ③ 業界毎の取引慣行見直しに関する成功事例の収集・周知、取り組みの支援

Ⅲ. 中小企業の成長ステージに合わせた伴走支援

1. 起業・創業を促す環境づくりと着実な成長に対する支援

地域経済が持続的に成長するためには、創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。東京を世界有数の起業しやすい都市にするためには、創業予定者や創業初期企業に対する支援とともに、起業が身近な選択肢となる機運の醸成に取り組む必要がある。2018年度、都立高校における起業・創業の学習や小中学校向け起業家教育推進事業が新設されたことは、若年層のアントレプレナーシップ醸成の一助になるものとして大いに歓迎したい。本年度策定予定の教育プログラムを着実に実施すべく、教職員向け相談体制の強化やプログラム実施支援を通じて積極的な起業家教育の推進を図りたい。

他方、創業初期企業が創業後5年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、経営の安定化に向けた支援が必要である。東京都が一昨年より組成した創業企業向けファンドや、創業助成事業の予算拡充を図るとともに、販路に乏しい創業企業へ既存企業とのマッチング機会の創出を図るべく、展示会の優先的な斡旋や出展費用の助成、展示会でのマッチング支援を行うなど、経営の安定化を図るべく強力な後押しをされたい。

なお、世界で通用するボーングローバル企業創出のため、創業時から海外に目を向ける起業家の育成や、成長産業に絞った投資の実践を行われたい。

【具体的要望内容】

- ① アントレプレナーシップのみならず、「就業観」醸成の一助となる、都立高校や大学における起業家教育の推進
- ② 創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援
(経営基盤が脆弱な創業初期の企業に対する成長性・将来性に重点を置いた資金供給)
- ③ 創業助成事業の拡充
- ④ クラウドファンディングを活用した資金調達支援事業の継続・拡充
- ⑤ 創業初期企業支援におけるアクセラレーターの活用
- ⑥ 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援
(展示会出展費用の助成や産業交流展での創業企業ブースの創設等)
- ⑦ 中小企業支援機関などの創業支援を受けた創業者に対する、創業5年間の法人事業税や法人都民税減免措置の創設
- ⑧ ベンチャーキャピタルの呼び水となるような成長産業に絞った投資

※東商の取組(2018年度実績)

- 創業窓口相談:2,756件(個別・専門相談)
- 創業塾:2回開催、延べ346名参加
- 創業ゼミナール:2003年11月から開講、2018年度3回開催・60名参加/延べ卒業生数1,158名
- /2019年3月時点開業率34% ※開業者数は連絡を受けた数の集計
- 創業フォーラム:1回開催、88名参加
- 創業テーマ別セミナー:年3回開催、154名参加
- 創業フォローアップセミナー:2回開催、77名参加
- 大学や高校における起業家講演:4大学で5回開催

2. 中小企業・小規模事業者に対するきめ細やかな支援

(1) 地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

経営資源が乏しい中小企業・小規模事業者は、急速な経済の構造変化や時代のニーズの変化、新たな技術の進化への対応に苦慮している。今後も中小企業・小規模事業者が都内経済を支えていくためには、変化に対応し、自らが持続的な成長を遂げる必要があり、その成長を促進するためにきめ細やかな支援を行う必要がある。

当商工会議所は、域内事業者の身近な相談先として、23支部をはじめ、本部の中小企業相談センターやビジネスサポートデスクにおいて年間13万件を超える経営相談に対応するとともに、中小企業施策の普及をはじめ経営課題の克服に向けた講習会を開催しており、その参加者数は年間延べ2万7千人近くにのぼっている。継続性のある伴走型支援を行うためには、中小企業・小規模事業者に寄り添って課題解決を支援する経営指導員の人員確保が必要不可欠であることから、商工会議所の小規模企業対策予算確保に努められたい。ビジネスサポートデスク4か所を含む都内7か所で実施している地域持続化支援事業（拠点事業）では、地域の事業者の事業継続に向けて、事業承継や創業、経営革新など、中小企業・小規模事業者共通、かつ喫緊の課題解決のため、事業者に寄り添った支援を行っている。開設以来の4年間、23区の4拠点で11,375回の事業承継支援を含む26,534回、5,937社に対する支援を行い、事業者の満足度も高い。各分野の専門家による支援体制の維持・強化を図るべく、本事業における安定的、かつ継続的な予算確保とコーディネーターおよび専門家派遣の予算拡充を求める。

また、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」は、事業者自身に、潜在的な課題に関して気づきを与え、支援機関と連携し専門家などと協力しながら、課題解決に向けたきめ細かい伴走型支援を行うものとして有効である。引き続き、同事業を実施・拡充することで、中小企業・小規模事業者の経営力向上と成長を後押しされたい。

活力ある地域・まちづくりを推進するうえで、地域の生活・防犯・防災などの社会的機能を補完し、コミュニティの担い手としての機能を持つ商店街の役割は大きい。こうした重要な役割を担う商店街のさらなる活性化に向けて、任意団体の法人化が促進されるよう、インセンティブの拡充を求める。

【具体的要望内容】

- ① 商工会議所が実施する小規模企業対策に対する安定的な予算確保
- ② 地域の事業者の事業継続（事業承継、創業、経営革新）に資する地域持続化支援事業（拠点事業）の安定的・継続的な予算確保（質の高い専門的支援ができるコーディネーターの増員、相談対応・資料保管のための事務所整備への対応）
- ③ 「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」など、中小企業・小規模事業者の経営力強化施策の継続的な運用
- ④ 商店街の環境整備支援、および任意団体の法人化推進

※東商の取組(2018年度実績)

- 指導件数：巡回指導(対象企業数)20,283社 実績53,698件 / 窓口指導(対象企業数):13,252社 実績55,717件
集団指導(講習会):587回開催、26,892名参加 / エキスパートバンク事業:280社、実績613件
- 東商における経営改善普及事業予算:約19億円(内、東京都補助約16億円)
- ビジネスサポートデスク相談件数:6,973件

(2) 販路開拓に対する支援

新規取引先の獲得は、企業の業績の維持・向上における重要な要因であるが、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者にとっては、販路が限られていることや知名度の低さ、資金不足などさまざまな課題が存在している。「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」では、販路拡大に関するセミナー実施のほか、展示会出展費用・販路拡大に関する助成、マッチング商談会の開催等、中小企業の販路開拓に資する支援メニューが多数用意されている。同事業を引き続き実施するとともに、「中小企業活力向上プロジェクトネクスト」により展示会出展助成を受けた事業者が、アシストコースや経営革新計画などに基づく新たな取り組みを実施した場合は複数回の助成を認めるなど、同事業の拡充を行うことで、中小企業・小規模事業者のさらなる販路開拓を後押しされたい。

また、インターネット通販をはじめとする国内のEC市場は、経済産業省の調査によるとB to Bでは317兆円、B to Cでは16兆円を超えるなど、年々拡大している。販路開拓に苦慮する中小企業が、人的資源の少ない中でも活用することが期待されており、ECサイトの開設や活用、および販売促進への支援を図られたい。その中でも、インターネット上で受発注マッチングを行う「ビジネスチャンス・ナビ2020」は、広域かつ効率的に販路開拓を行うものとして有用であるため、周知・活用をさらに強化されたい。本サイトに登録している企業、ならびに本サイトを契機として取引の拡大につながった事業者に対しては、東京都の中小企業制度融資にて保証料率が優遇されているが、優遇措置の拡大を図るとともに、その他の施策利用につなげるなど、多方面から中小企業の成長を後押しされたい。

【具体的要望内容】

- ① 「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」の継続・拡充（出口施策である展示会出展助成金の対象拡大、その他の販路開拓策への適用拡大等）
- ② 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（ECサイト構築支援、「ビジネスチャンス・ナビ2020」のさらなる活用、本サイトを契機とした取引拡大に対する金融支援、中小企業世界発信プロジェクト構成団体向け補助金を活用した販路開拓支援の継続）
- ③ 都内企業と地方の企業のネットワークを強化するため、地域連携型商談機会創出事業の拡充・強化

※東商の取組(2018年度実績)

- 中小企業活力向上プロジェクト 支援実績 853社 ○商談会:11回開催、商談件数 1,863件
- ビジネス交流会:28回開催、延べ 1,858名参加（本部主催分 同業種交流会等含む）
- 展示会出展支援:1回実施、25社、商談件数 2,277件
- 地域連携型取引機会創出事業:3か所(金沢・熊本・札幌)で開催、商談件数 860件

(3) 海外展開に対する支援の強化

大企業のみならず、中小企業においても、持続的な成長やさらなる発展に向けて海外需要を取り込む意欲が高まっている。その方法も現地直接投資のみならず、輸出入やインバウンド対応のほか、昨今では海外向けインターネット販売(越境EC)など多岐にわたっている。

海外販路開拓の足掛かりとして、海外展示会への出展は効果的であるが、ノウハウを持たず新たに海外展開を始めようとする事業者にとってはハードルが高い。海外展示会出展を後

押しすべく、「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」による海外展示会出展費用の助成において、社内担当者などへの渡航・滞在費や通訳の手配などに対する対象経費の拡大、助成限度額の引上げなど、同事業の拡充を図りたい。

また、世界的なインターネット市場の拡大を背景に、越境ECは中小企業においても徐々に注目を集め始めている。海外での駐在員や海外工場などが必要なく、初期コストも低いことから、経営資源に乏しい中小企業・小規模事業者においても取り組みやすい手法であるため、積極的な支援を図りたい。

【具体的要望内容】

- ① 海外展示会の積極的活用や出展に向けた支援（「ネクスト・目指せ！中小企業経営力強化事業」の補助対象経費拡充）、海外の現地企業とのマッチング強化
- ② 海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援
- ③ WEBサイトの多言語対応などに向けた支援強化（インバウンド対応力強化支援補助金の業種拡充）

※東商の取組(2018年度実績)

- 中小企業国際展開アドバイザー:登録アドバイザー企業数 115 社、アドバイザーによる支援件数 48 社 48 件
- 海外現地事情視察会:中国(深セン)、フィリピン、ベトナム・ミャンマー 3回開催、延べ 53 名参加
- 国際展開セミナー:43 回開催、延べ 2,586 名参加(公的機関との協力事業等を含む)
- 海外展開窓口相談件数:628 社 1,221 件
- 「海外向けインターネット販売スタートアップハンドブック」の発刊
- 「世界を翔ける日本企業のチカラ～切り札は人材とパートナー～」の発刊

3. 円滑な事業承継の実現に向けた支援

近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が数年以内に経営交代期を迎える「大企業承継時代」が到来している。後継者不在により廃業に追い込まれるケースも見受けられ、中小企業・小規模事業者の「価値ある事業」を次世代に円滑につなぐことは喫緊の課題である。そのような中、昨年度の事業承継税制の抜本拡充に引き続き、平成 31 年度税制改正において、個人事業主向けの事業承継税制が創設された。昨年度に拡充された法人向けの事業承継税制においては、拡充前に比べて申請実績が平年ベースで約 10 倍に伸びており、東京都においても月 50 件のペースで申請があり、改正前に比べて利用者が大きく増加している。一方で、抜本拡充された事業承継税制に対する経営者の認知度や理解度はいまだ高くはないことから、今後 4 年以内に東京都に提出が必要な「特例承継計画」の策定支援をはじめ、法人・個人版ともに事業承継税制の利用促進を強力に推し進める必要がある。

東京都におかれては、産業労働局内に事業承継税制担当を設置し、抜本的に拡充された事業承継税制を利用するために必要な特例承継計画や、昨年度より関東経済産業局から移管された事業承継税制の認定窓口を運用し、ホームページなどで制度の詳細な解説や、相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応をお願いしたい。

昨年、当商工会議所が調査した結果、事業を引継いだ年齢が 30 代の経営者は、事業承継後に経営革新に取り組み、業績を拡大させている割合が高く、また、30 代～40 代前半を適切な事業

承継時期として挙げている経営者も多いことが判明した。早期の事業承継を通じた生産性向上を実現するためには、東京の各支援機関、地域金融機関が連携した事業承継支援が必要である。今年度より東京都において「地域金融機関による事業承継促進事業」が創設され、事業者個々の状況をよく知る地域金融機関を通じた事業承継支援の枠組みが構築されたことは大いに歓迎したい。事業承継の「気づき」の促進にくわえて、プレ承継の段階において、現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策を促進すべきである。その際、後継者が円滑に事業を承継する能力を身に付けるため、後継者教育や後継者の右腕人材の育成などを進めていく必要がある。

当商工会議所の調査では、「借入金・債務保証（経営者保証）の引継ぎ」が事業承継の障害・課題と感じている企業が半数以上にのぼっている。税制面の制度が整いつつある中小企業・小規模事業者の事業承継において、借入金・債務保証の引継ぎは最後の大きな障壁となっている。親族内承継における後継者が家業を引き継がない理由となるだけでなく、とりわけ従業員承継においては、借入金の経営者保証を理由として後継者候補やその親族が反対することによって、事業を引継げなかった事例も多い。東京信用保証協会による保証付融資に関しては、借換・条件変更時や事業承継時において、一定の条件のもとで経営者保証を不要とする運用が昨年4月より開始しているが、当商工会議所の調査によると本運用について「名称・内容ともに知っている」という回答は2割に満たず、金融機関・支援機関による一層の周知が必要である。東京都においては、事業承継融資制度のさらなる大幅な要件緩和を行うとともに、経営者保証を原則不要とする信用保証協会の新たな事業承継制度融資を創設することで、円滑な事業承継を一層後押しされたい。

また、親族内や社内に後継者候補が存在しない中小企業が廃業を回避し、事業を継続するためには、第三者承継（M&A）は切り札となる手段となりえる。今年度、東京都において創設された事業承継支援助成金では、民間M&A会社へのアドバイザー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることになり、第三者承継の促進につながるものとして歓迎する。特に、小規模M&Aにおいては、民間M&A会社に対する報酬や、M&Aプロセスにおける契約書等のドキュメンテーション作成費用など外部専門家への報酬が課題となることも多い。そのため、小規模M&Aの促進に向けて、後継者が不在の小規模事業者に対して、事業承継支援助成金の周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。

【具体的要望内容】

- ① 東京都の制度融資における事業承継融資の大幅な拡充（経営者保証を原則不要とする制度融資の創設）
- ② 事業承継税制のさらなる認知度向上・特例承継計画策定に向けた周知強化
- ③ 事業承継税制や特例承継計画の認定窓口における、申請企業に寄り添った相談対応の継続
- ④ 事業承継の早期対策の重要性への「気づき」を促進させるための取り組み
- ⑤ 地域金融機関を中心に支援機関が連携した「オール東京」での事業承継支援のさらなる促進（現経営者の年齢だけでなく、後継者の年齢を考慮した事業承継対策の実現）
- ⑥ 事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充
- ⑦ 次世代でのさらなる成長に向けた後継者教育の充実

- ⑧ 後継者による新たな取り組みを支援するため、後継者主導による経営革新計画認定企業に対する支援（各施策への優先採択等）
- ⑨ 経営者の右腕となる経営幹部の育成支援（経営人材育成による企業力強化支援事業の活用促進）

※東商の取組(2018年度実績)

- 「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」(7月、提出先:東京都知事等)
- ビジネスサポートデスクにおける事業承継支援:803社2,659件
- 「社長の思いを次代へつなぐ!事業承継事例集」の発刊
- 事業承継診断の実施:診断企業97社(社長60歳「企業健康診断」®:精緻な事業承継診断)
- 東京都事業引継ぎ支援センター:相談企業数1,147社、相談延べ件数1,327件、成約件数61件
- 事業承継税制セミナー:29回開催、延べ952名参加

4. 支援施策の分かりやすい周知と運用の改善

都内中小企業・小規模事業者の成長に資する支援施策は多数措置されている一方で、支援を求める事業者に対して必要な情報が行きわたらないことも多い。2019年度に作成された「東京都中小企業振興施策早見表」は、事業者のニーズごとに分類されて、制度融資や助成金などが分かりやすくまとめられている。今後も、同様のパンフレットやWEBサイトを中心に、目的や時期別などによる情報の逐次更新・発信など、中小企業施策の周知徹底に努められたい。

また、昨今、事業者の利便性に配慮し、書類の電子化・簡素化などの配慮がなされているが、募集開始から締切までの期間が短いため、人的資源に限られる中小企業・小規模事業者にとっては活用しづらいとの声が多く上がっている。中小企業・小規模事業者へのさらなる利便性向上に向け、十分な公募期間の設定を図るべきである。

【具体的要望内容】

- ① 目的や時期別などによる情報発信と、事業趣旨や申請のポイントを含めた分かりやすい施策の周知（再掲）
- ② 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した、仕組みづくりと運用の徹底（再掲）

IV. 東京の活力・魅力向上に向けた環境整備

1. 経済と環境の両立に向けた、省エネ推進等の支援強化

東京都の「環境基本計画」は、持続可能な資源利用やスマートエネルギー都市の実現などを目指し、2030年までにエネルギー消費量を2000年比38%削減するなど、高い目標を設定している。当商工会議所で昨年度実施した「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」によれば、省エネの取組みについて、70%以上の中小企業が不要な照明の間引きなどを行っている一方、エネルギー使用量の見える化（BEMS等）の実施は10%以下に留まっている。また、自社の二酸化炭素排出量がわからないという回答が50%以上にのぼっており、有効な支援策としても、補助金などの費用面に加えて事例・データの発信など情報面のサポートを求める声が多かった。中小企業の自主的な省エネへの取組みを一層推進するために、上記状況を踏まえて各施策を展開されたい。

【具体的要望内容】

- ① 中小企業のエネルギー使用量等を I o T の活用により負担感なく把握し、見える化を促進するための計測システム導入などへの補助・助成の継続・拡充、および導入の上での専門家による各種省エネ対策取り組み支援
- ② 中小企業も取り組みやすい LED 照明への更新など、より省エネ性能の高い機器導入に向けた支援の継続・拡充
- ③ 中小企業の支援体制強化（「クール・ネット東京」の活用）
- ④ 省エネ推進による経営改善の好事例の収集・公表、省エネセミナーなどの情報発信

※東商の取組(2018 年度実績)

- エネルギーに関するセミナー:1回開催、93 名参加
- 発電所視察会:1回開催、24 名参加
- パネルディスカッション:1回開催、180 名参加
- 省エネセミナー:1回開催、252 名参加(クール・ネット東京との共催)
- 「エネルギー・環境に関する意識・実態調査」を実施、909 社が回答
- 「長期低排出発展戦略に対する商工会議所意見」を提出(11 月、提出先:経済産業省等)
- 「『都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の 2020 年からの取組』に関する意見」を提出(12 月、提出先:東京都環境局)
- 「『プラスチックの持続可能な利用に向けた施策のあり方(中間まとめ)』に対する意見」を提出(2月、提出先:東京都環境局)

2. 国際競争力強化に向けた都市再生の推進

東京の国際競争力をさらに強化するためには、安全・安心、持続的な成長を実現する都市の基盤や、交流を生み出す拠点・魅力の創出・再生を促進する都市政策、各地域をつなげるネットワークの充実・連携が必要である。特に、オフィス・住宅の機能更新について、柔軟かつスピード感をもって推進できるよう、都心はもとより郊外においても用途地域等土地利用のさらなる高度化、都市計画の運用が求められる。交流を生み出す拠点・魅力の創出などに向けては、民間活力による都市再生の推進が重要である。

ネットワークの充実・連携では、外環道（三郷南 I C ~ 高谷 J C T）、圏央道など首都圏三環状道路の整備促進により、輸送時間の短縮のみならず、物流施設や工場の新規立地、生産性の向上など、多岐にわたるストック効果が発現している。引き続き、外環道（関越道～東名高速、東名高速～湾岸道路）や環状二号線などの道路整備に加え、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港のふ頭整備の推進に取り組みたい。

また、インターネット通販の拡大や人手不足などを背景に、運送上の生産性向上が課題となっている。物流拠点の再整備・高度化や中心市街地などにおける荷捌きスペースの確保、駐車規制緩和区間拡大など、物流の効率化・高度化に資する施策を展開されたい。

【具体的要望内容】

- ① オフィス・住宅の機能更新の柔軟かつスピードアップを可能とする土地利用のさらなる高度化と都市計画の運用（用途地域の柔軟な運用等）
- ② 民間活力による都市再生の推進（都市再生緊急整備地域の拡大、施策の活用推進等）
- ③ 陸・海・空の交通ネットワーク強化（外環道および幹線道路の整備、新滑走路の検討を含めた羽田空港の処理能力強化、東京港の整備促進等）
- ④ 円滑な物流の確保（荷捌きスペースの確保、駐車規制緩和区間の拡大等）
- ⑤ 東京オリンピック・パラリンピックの「円滑な大会輸送」と「経済活動の安定」の両立実

現に向けたTDM重点取組16地区の企業に対する詳細情報の早期提供

※東商の取組(2018年度実績)

- 「首都・東京の国際競争力強化に向けた要望」(6月、提出先:東京都知事等)
- 三村会頭、野本副会頭・首都圏問題委員長のハッ場ダム視察 ○羽田空港視察会:30名参加
- 「東京2020大会における交通輸送円滑化に関する会員アンケート」の実施
- 東京2020大会時の物流面での交通需要マネジメント(TDM)に関する意見交換会の実施

3. 危機発生時の事業継続に向けた取り組み支援

中小企業の経営を取り巻く環境にはさまざまなリスクが潜んでおり、その一つが自然災害である。近年、地震や台風、高潮あるいはゲリラ豪雨など、被害の甚大な災害が各所で発生しているが、東京においても、首都直下型地震や大規模な風水害などの大災害に見舞われれば、その影響は都内、国内のみならず、海外にまで及ぶことが懸念されている。こうしたリスクに対し、都内中小企業では対策が進んでおらず、当商工会議所の調査によると、BCP(事業継続計画)策定済みの企業は29.1%と低水準にとどまっている。人的被害や経済的被害の大幅な削減につながることから、中小企業のBCP策定促進を強化されたい。あわせて、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりのため、帰宅困難者対策推進のほか、木密地域の早期解消や緊急輸送道路沿道建築物を中心とした耐震化、社会資本の老朽化対策やインフラ維持・更新コストの縮減、平準化、担い手の確保・育成などハード・ソフト両面での対策が必要である。

また、オリンピック・パラリンピックを控え、大会運営のために生み出された技術やシステムをはじめ、都内企業がサイバー攻撃の標的となるリスクが一層高まっている。重要な価値を持つ企業情報や個人情報を守るため、資格取得支援などによるリテラシー向上の他、対策ソフト・設備機器導入支援など、中小企業の情報セキュリティ強化に向けた支援に引き続き取り組まされたい。

【具体的要望内容】

- ① 中小企業・小規模事業者のBCP策定率向上に向けた支援策の拡充(BCP策定支援講座の拡充、BCP策定企業に対するインセンティブの強化)
- ② 災害に強いまちづくりの推進(帰宅困難者対策、木造住宅密集地域の早期解消、建築物の耐震化・更新の推進等)
- ③ 中小企業の情報セキュリティに対するリテラシー向上、ソフト・設備機器導入支援(サイバーセキュリティ対策促進助成金の予算拡充等)(再掲)

※東商の取組(2018年度実績)

- 「東京都の防災・減災対策に関する要望」(10月、提出先:東京都知事等)
- 東京都帰宅困難者対策条例説明会:2回開催、計239名参加
- 防災関連視察会:2回開催、計42名参加 ○BCP策定支援講座:1回、69名参加
- 全会員への防災チラシ配布 ○「会員企業の防災対策に関するアンケート」の実施:回答企業1,127社
- 防災訓練の実施
 - ・家族との安否確認訓練2回実施(東商会員企業128社、6,906名とその家族が参加)
 - ・東京都・町田市合同帰宅困難者対策訓練・駅前滞留者訓練への協力
- 「サイバーセキュリティに関する相互協力協定」(2016年1月締結)に基づく中小企業サイバーセキュリティ対策事業
東京23区と、各区内警察署等と東商23支部との協定締結、セミナー8回開催・延べ511名参加、
中央区内の中小企業経営者等に向けたセキュリティに関する広報啓発活動を行う「CSサポーター養成セミナー」の開催

4. 中小企業の前向きな投資活動を促進する税制措置および納税環境の整備

わが国経済が緩やかな回復基調にある中、都内の土地価格も上昇傾向にあり、本年発表された公示価格においても 23 区内ほぼすべての地点で上昇している。企業にとって過重な固定資産税負担を緩和するため、商業地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置、および小規模非住宅用地の減免措置は引き続き延長するとともに、拡充を検討すべきである。また、生産性の向上など、企業の前向きな投資活動を促進するため、事業所税、償却資産に係る固定資産税を廃止し、法人事業税・法人都民税の超過課税を撤廃すべきである。

あわせて、人的資源に乏しい中小企業の業務効率化のため、都税や公金の電子納税の普及、9 都県市で取り組みが始まっている東京都や周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務帳票や給与支払い報告書等の帳票様式の統一など、納税事務負担の軽減を図るべきである。

【具体的要望内容】

- ① 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の条例減額措置（負担水準の 65%、税額の 1.1 倍）の延長および拡充（負担水準の 60%までの引下げ）、小規模非住宅用地に係る 2 割減免措置の拡充（減免割合の引上げ）および恒久化
- ② 企業活動の拡大を阻害する事業所税、償却資産に係る固定資産税の廃止、法人事業税・法人都民税の超過課税の撤廃
- ③ 東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進
- ④ 東京都および周辺自治体における個人住民税の特別徴収事務の帳票、特に給与支払い報告書の様式統一

5. 観光都市実現に向けた取り組みの強化

2018 年の訪都外国人旅行者数は 1,424 万人（対前年比 3.4%増）と過去最高を更新したが、旅行消費額（1兆 1,967 億円）は微増にとどまっている。本年はラグビーワールドカップ、来年には東京オリンピック・パラリンピックと、世界に東京の魅力を発信する絶好の機会が目前に迫る中、東京都は「PRIME 観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン～東京 2020 大会に向けた重点的な取組～」において、2020 年の訪都外国人旅行者数 2,500 万人・旅行消費額 2.7 兆円という高い目標を掲げている。

観光は、地域経済の持続的な発展や雇用機会の創出など、わが国のあらゆる領域において発展に寄与するものである。「世界トップの観光都市・東京」の実現に向けては、東京がわが国のゲートウェイとして、良質で安全・安心な受入環境の整備や観光資源の磨き上げ・魅力の発信などに取り組み、観光客や M I C E などビジネス客の持続的な獲得と消費額の拡大を図ることにより、国際競争力を強化していくことが不可欠である。

【具体的要望内容】

- ① 消費拡大に向けた体験・交流型観光の推進（ナイトライフの充実化、公的施設の開館時間延長や夜間交通、安全・安心確保などの検討）
- ② 多種多様な決済環境への対応支援（訪日外国人対応やポイント還元制度実施を機に導入するキャッシュレス決済環境の円滑な導入支援）
- ③ 集客を消費につなげる面的な取り組みへの支援（テーマ性・エリアの特性を活かした広域連携による取り組みへの支援、地域の回遊性を高める仕組みの構築）
- ④ 観光危機管理体制の強化（災害発生時等の訪都外国人旅行者を含めた安全・安心の確保）
- ⑤ 旅行者と地域との共存共栄に資する環境整備（オーバーツーリズムへの対応、施設利用・

まちあるきなどのマナー啓発)

⑥ 国内観光・アウトバウンドの活性化（国内旅行、アウトバウンドの振興、若者の旅行経験の促進）

※東商の取組(2018年度実績)

- 都市型観光プログラム(TOKYO DISCOVERY):1回開催、参加者21名
- 観光セミナー・説明会:2回開催、208名参加
- 東京の魅力発信サイト「東商 地域の宝ネット」における地域資源情報208件掲載
- 「るるぶ特別編集 TOKYO23」(日本語版3万部、英語版1万部)の発行
- 関東学生「インバウンド広域観光周遊ルート」旅行企画コンテスト(共催:国土交通省関東運輸局)
- 「東京とわが国における観光振興に関する意見」(4月、提出先:国土交通省等)
- 「東京の観光振興策に関する意見」(7月、提出先:東京都知事等)
- 「東商オリパラ・アクションプログラム」に基づく事業の展開

以上

2019年度第11号
2019年7月11日
第719回常議員会決議